



厚生労働省発保0224第5号

全国健康保険協会
理事長 北川 博 康 殿

貴職から令和8年2月20日協発第260220-01号をもって申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第8項の規定に基づき認可し、また、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講じることについて、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第135条の2の3の規定により承認する。

令和8年2月24日

厚生労働大臣 上野 賢 一 郎

